

2025年2月19日

お客様各位

2025年4月1日法改正に伴う手数料等のお知らせ

日頃より、一般財団法人北海道建築指導センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、2025年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正施行に伴う審査内容の大幅な増加、また近年の物価高や人件費アップなどの社会情勢を踏まえ、継続して安定した事業運営を行うため、2025年4月1日申請受付分から各業務手数料等を改定することになりました。

今後も更なるお客様へのサービス価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【改定する主な業務】

- ・ 確認検査
- ・ 省エネ適判
- ・ 住宅性能評価・長期
- ・ B E L S
- ・ フラット35

※記載された手数料等は、各業務規程の改定時に変更となる場合がございますので、十分ご注意ください。